

要求水準書（案）に対する質問・意見への回答

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
1	質問	要求水準書（案）	5	1	3	7-2)	用水		プラント用水(非常時：井水)に関し、今回の削井工事の詳細として、事前に厚木市生活環境課等の関係各所と協議を行っている場合は情報を開示願います。	地下水を採取しようとする場合は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第75条「地下水採取の許可」（施設の規模は同条例施行規則第67条参照）に該当する可能性があるため、事前に厚木市生活環境課と協議することになっていきます。
2	質問	要求水準書（案）	6	1	3	8	計画地盤高		道路改良工事は時間規制、相互通行、夜間作業等、道路管理者への協議等々の詳細条件はありますでしょうか。ご教示願います。	厚木市道路管理課及び厚木警察署との、今後の協議となります。
3	質問	要求水準書（案）	10	1	5	1-1)	公称能力		「粗大ごみのうち、高効率ごみ発電施設の可燃性粗大ごみ破砕機で処理することが適切なものについては、高効率ごみ発電施設の可燃性粗大ごみ破砕機で処理するものとする。」とありますが、設備の計画に必要なため、可燃性粗大ごみ破砕機で処理する可燃性粗大ごみの搬入量をご指示願います。また、可燃性粗大ごみの搬入量は、粗大ごみ処理施設の計画処理量には含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	可燃性粗大ごみの搬入量は1,000t程度と想定しており、粗大ごみ処理施設の計画処理量には含まれておりません。
4	質問	要求水準書（案）	10	1	5	1-2)-(2)	計画ごみ質		粗大ごみの内、不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの比率ご教示願います。	No. 3に回答のとおりです。
5	質問	要求水準書（案）	10	1	5	1-2)-(2)	計画ごみ質	表 4	不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみは、分別されて搬入されると考えてよろしいでしょうか。	各構成市町村から取りまとめて搬入する際に、一定程度分けることは可能であると想定されますが、詳細は今後の協議によります。
6	質問	要求水準書（案）	11	1	5	1-2)-(3)	計画ごみ質	表 6	ソファーにおけるスプリング有、無の割合をご教示願います。	ソファーにおけるスプリングは、実績から、ほぼ「有」と想定されます。
7	質問	要求水準書（案）	11	1	5	1-5-1)	搬出入車両		粗大ごみの一般持ち込みは、無いと考えてよろしいでしょうか。（添付20 粗大ごみは、構成市町村がとりまとめた後、搬入と記載されています。）	新施設の粗大ごみ処理施設への一般持ち込みはありません。各構成市町村の既存施設に持ち込まれた後、各市町村よりまとめて新施設の粗大ごみ処理施設へ搬入します。
8	質問	要求水準書（案）	12	1	5	1-5-2)	搬出前貯留方法		表内の処理不適物の貯留方法が貯留バンカですが、ヤード方式と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、ヤード方式とします。
9	質問	要求水準書（案）	13	1	5	9	破砕性能基準		破砕物の寸法は150mm以下を原則とありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議編集）で記載の重量割合で85%以上と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	質問	要求水準書（案）	18	1	6	4	安全衛生管理（作業環境基準）		「機械騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ等は、別室に収納するとともに、・・・」とありますが、要求水準書案P.17「1)騒音対策」に示される対策を施し、事業者にて作業環境として問題ないと判断される場合は、別室へ収納しないことでのよろしいでしょうか。	やむを得ない場合は別室への収納以外も認めますが、騒音対策を徹底し、作業環境基準を満たす設計としてください。
11	質問	要求水準書（案）	24	1	7	13	関係官公署の指導等		土木・建築に関しても、現行法が変わった場合は設計変更の対象となりますでしょうか。	契約後の法令変更についてはお見込みのとおりです。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
12	質問	要求水準書(案)	28	2	1	2.7-①	工作物撤去工 事		道路工事にあたり、既存道路、既存用水路の埋め殺しは不可としてすべて撤去の考えでしょうか。また、資料7に既設雨水管φ900撤去の記載がありますが、これ以外に埋設工作物撤去は無いものと考えてよろしいでしょうか。	道路工事及び事業区域全体の既存道路、既設水路等の工作物は、基本的に全て撤去となります。また、雨水管φ900以外にも、現況平面図等から工事に支障となる、通常想定され得る工作物の撤去又は移設も含むものとします。
13	質問	要求水準書(案)	28	2	1	2.7-③	仮設沈砂池		用地造成工事中の、仮設沈砂池(工専用)は必須となりますでしょうか。	要求水準書(案)(P.39)に記載のとおり、濁水処理プラントで代替することも可とします。
14	質問	要求水準書(案)	30	2	1	5-5.1-1)-(3)	バーチャルリア リティ (VR)コンテ ンツ		「組合は民間事業者へ組合が保有するバーチャルリアリティ(VR)アプリケーション、データを提供する」に関しまして、具体的なアプリケーション名をご教示願います。	VRアプリケーションの名称は特にありません。組合からは以下を提供予定です。 ①3Dデータ(FBX形式)(造成基本設計、建物外観・外構、周辺データ) ②テクスチャデータ(jpg、png、tga、tiff等)(著作権データ含まず) ③データとデータを閲覧できるアプリケーションを一体で扱うもの(exe)
15	質問	要求水準書(案)	30	2	1	5-5.1-1)-(3)	設計・施工に係 る基本的事項		(3)について、バーチャルリアリティ(VR)コンテンツとは・・・必要としないものである。」とありますが、BIM(Building Information Modeling)モデルによる設計検討、管理、照査を行うことよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、VRコンテンツを求めるものであり、BIMで代替することは不可となりますが、設計検討、管理、照査を行う上でBIMを活用することは結構です。
16	質問	要求水準書(案)	32	2	1	5-5.1-1)-(11)	設計手順		建設請負事業者は・・・リスクアセスメントを行うとありますが、安全に関する解析結果を貴組合に報告とは、プラント工事のみとの理解でよろしいでしょうか。また、施工時も含むのでしょうか。	本施設(ごみ中間処理施設及び災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)、その他本事業において建設される一切の施設・設備を対象にします。また、施工時も含みます。
17	質問	要求水準書(案)	33	2	1	5-5.1-2)-(2)	実施設計図書		土木建築関係(i)構造計画図は具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。ご教示願います。	御意見を踏まえ、(i)構造計画図は削除するものとします。
18	質問	要求水準書(案)	34	2	1	5-5.2-2)-(1)	現場代理人		現場代理人及び副現場代理人について、JVで請負った場合、土木建築工事のみの工事期間中はJV構成会社(建築会社)の責任者を現場代理人及び副現場代理人とするの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	意見	要求水準書(案)	34	2	1	5-5.2-2)-(7)	通行証		通行証については、生コン車両、ダンプ車両といった現場往來する車両とし、混載便等の搬入車両は範囲外としていただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、現場往來する車両についてのみ通行証を必要とするものとしますが、詳細については協議とします。
20	質問	要求水準書(案)	38	2	1	5-5.3-7)	警備員		貴組合が指示する警備員の配置場所は何か所になりますでしょうか。ご教示願います。	今後、提案される工事計画や工事車両の動線計画を示し、地元や警察との協議により決定します。
21	質問	要求水準書(案)	38	2	1	5-5.3-7)	工事車両の進 入経路		工事車両の出入り：警備員の配置で貴組合が指示する場所は出入口以外でどこになりますでしょうか。行き先案内を行い周辺住民・・・支障をきたさないとありますが、通行時間帯をずらしてとは具体的にはどの時間帯でしょうか。	今後、提案される工事計画や工事車両の動線計画を示し、地元や警察との協議により決定します。通行時間帯については通学・通勤によるピーク時を避けるなど、要求水準書(案)の記載の趣旨を踏まえた御提案をお願いします。
22	質問	要求水準書(案)	39	2	1	5-5.3-8)	仮設事務所		監督員用と、監理員用の事務所は、同室としてもよろしいでしょうか。	同室として構いません。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
23	質問	要求水準書(案)	39	2	1	5-5.3-11)-(4)	騒音振動		測定器近辺を車両が通過したりする場合は、一時的に超える場合もあります。「騒音・振動規制法を遵守する」との理解でよろしいでしょうか。	原則、要求水準書(案)に記載のとおりです。
24	質問	要求水準書(案)	40	2	1	5-5.3-11)-(12)	(12)ごみピット等の地下掘削		ごみピット等の地下掘削に当たっては地下水位のモニタリングを行うとありますが、地質調査報告書に記載の観測井2カ所を利用するものとしてよろしいでしょうか。	既存の観測井の利用を可とします。
25	質問	要求水準書(案)	40	2	1	5-5.3-12)	作業日及び作業時間		作業日は原則日曜・年末年始以外とありますが、建設業における働き方改革に伴う労働時間短縮の動き(週休2日等)の対応に伴う工期延長等の影響およびその可能性について、貴組合のお考えをご教示願います。	本施設の設計・施工の業務期間は、建設業における働き方改革等も考慮した上で設定しており、日曜、年末年始以外の作業員の休暇を否定するものではありません。働き方改革への御社の積極的な取組みを期待します。
26	質問	要求水準書(案)	40	2	1	5-5.3-13)	工事に伴う環境調査		「環境モニタリング等調査を行うこと」とありますが、調査項目・頻度等は添付資料17「別添5-4事後調査の計画P.635～P.646」の記載に従っての調査の事でしょうか。また実施費用は建設請負事業者の負担となりますでしょうか。(ただし、実施方針P.5-2にはこの業務に対して貴組合に協力するとの記載があります。)	添付資料17「別添5-4事後調査の計画P.635～P.646」の事後調査は組合が実施しますので、建設請負事業者は組合の行うモニタリングに協力するものとします。建設請負事業者は自ら行う環境モニタリングとして適切な内容を提案してください。
27	質問	要求水準書(案)	42	2	1	7-7.1	使用材料規格		海外調達材料及び機器等を使用する場合について、「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、海外規格にて選定する場合に、要求水準書で要求される機能を遵守することを条件として国内規格と同等なものであれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合、運営段階における修繕・交換に際しての容易性及び費用面などを十分考慮するものとします。
28	意見	要求水準書(案)	49	2	1	9-9.2-2)	引渡性能試験	表 14	熱灼減量のサンプリングについて、平成29年4月30日に発行されました「ごみ焼却施設整備の計画・設計要領 2017改訂版」により、熱灼減量測定時の注意事項として、『水冷された焼却灰の熱しゃく減量は、水和物の影響を大きく受けるため、燃焼管理で明確に未燃分の把握をするためには「水冷前の灰の採取」又は「灰の炭素量の測定」が必要』との主旨の記載が加わりました。本要領に則り、熱灼減量は湿灰ではなく、乾灰のサンプリング・分析する計画にて対応可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	質問	要求水準書(案)	51	2	1	9-9.2-2)	引渡性能試験	表 14	燃焼室出口温度の測定場所が脱臭装置排出口及び煙突となっておりますが、燃焼室のガス滞留時間2秒後の位置と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、測定場所等を修正します。
30	質問	要求水準書(案)	51	2	1	9-9.3	安定稼働試験	表 14	高効率ごみ発電施設 引渡性能試験の項目と方法の番号15：非常用発電機の(3)測定方法として、「JIS B 8041」に準じる」と記載ありますが、JIS B 8041 はガスタービン受渡試験方法となります。本事業ではディーゼル機関による発電装置を計画しておりますので、ディーゼル機関の規格に基づいた試験を行う計画としてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、測定方法は発電方式に応じたものとします。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
31	質問	要求水準書(案)	53	2	1	10-10.1-2)-(1)	契約不適合責任		「プラント工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後3年間とする。ただし、組合と建設請負事業者が協議の上、別に定める火格子、ろ布等の主要な装置の消耗品については、この限りではない。」とありますが、別に定める消耗品の契約不適合責任期間をご教示願います。また別に定める消耗品につきましてもご教示願います。	消耗品の契約不適合責任期間は、通常考え得る範囲の中で、組合との協議によります。消耗品は、要求水準書(案)の第2章 第1節 7.5 予備品及び消耗品に記載のとおりです。
32	質問	要求水準書(案)	53	2	1	10-10.1-2)-(2)	契約不適合責任		「土木建築工事関係の契約不適合責任期間は、引渡し後2年間とする。ただし、組合と建設請負事業者が協議の上、別に定める消耗品については、この限りではない。」とありますが、別に定める消耗品の契約不適合責任期間をご教示願います。また別に定める消耗品につきましてもご教示願います。	No. 31に回答のとおりです。
33	質問	要求水準書(案)	56	2	2	1-1.1-3)-(8)	歩廊・階段・点検床等		手摺の支柱間隔は1,100mmとするとありますが、弊社にて安全性を考慮し実績のある手摺形状により支柱間隔は提案することは可能でしょうか。	御意見を踏まえ、手摺の支柱間隔の提案を可とします。なお、安全性と作業性が確保できるものとしてください。
34	質問	要求水準書(案)	58	2	2	1-1.5-10)	機器構成		「マンホールの径は原則として600mm以上。」とありますが、構造上大きくすることが困難な箇所(汽水胴マンホール)は強度上適正な大きさとしてよろしいでしょうか。	強度及び維持管理の容易性等に問題がないと組合が認めた場合、可とします。
35	質問	要求水準書(案)	59	2	2	1-1.7	ポンプ類		「空転防止装置」を設置するポンプは主要ポンプのみという理解でよろしいでしょうか。	ポンプへの空転防止装置設置は、原則として全ポンプに設置することとしますが、詳細は実施設計段階での協議とします。
36	質問	要求水準書(案)	60	2	2	2-2.1	ごみ計量機		灰搬出車両(全長:11.59m)についても本計量機にて計量を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、フルトレーラは着脱式コンテナ1つずつ計量台に載るものとします。
37	質問	要求水準書(案)	64	2	2	2-2.3-5)-(11)	投入扉		投入扉の開閉速度は全て同じとすることとありますが、ダンピングボックス用は含まないと考えてよろしいでしょうか、またダンピングボックス用は扉ではなくシャッターでもよろしいでしょうか。	投入扉の項であり、お見込みのとおりです。また、ダンピングボックス用扉については、シャッターの提案を可とします。
38	質問	要求水準書(案)	64	2	2	2-2.4	ダンピングボックス		ダンピングボックスの用途に「直接搬入用」の記載がありますが、対象の車両と台数をご教示ください。「資料20 ごみ処理フロー及び処理対象物一覧表」においては、直営、許可業者以外の搬入は「事業系【燃えるごみ】の持込」のみですが、この一部が該当するものと考えればよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
39	質問	要求水準書(案)	66	2	2	2-2.5-6)-(9)	ごみピット火災検知		「煙及び火災を有効に検知できる装置を設置する」に関し、ごみピットは、粉塵が多く煙検知器を設置すると誤作動、誤報が多く発生する可能性が有ります。炎または熱検知器は有効時配置しますが、煙検知の設置は、不要と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、提案を可とします。
40	意見	要求水準書(案)	72	2	2	2-2.12-5)-(7)	自動窓拭き装置		(7)に「作業員が手作業でも窓拭きを行えるよう点検歩廊を設置すること。」とありますように、窓拭き点検歩廊を設置を考えております。自動窓拭き装置の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
41	質問	要求水準書(案)	83	2	2	4-4.1-1)-(5)-⑭	廃熱ボイラ		「伝熱管の低温腐食リスクに対して適切な材質選定を行うものとする。」について低温腐食が発生しない雰囲気環境(主には燃焼ガス温度)を調整すれば、適切な材料選定として通常の炭素鋼を使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
42	質問	要求水準書(案)	90	2	2	4-4.9-1)-(4)	蒸気だめ		付属機器に圧力計、温度計とありますが、他最適と思われる場所(配管など)に圧力計、温度計を設置した場合、蒸気だめ本体に必ずしも圧力計、温度計を設置しなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとしますが、詳細は実施設計段階で協議するものとします。
43	質問	要求水準書(案)	109	2	2	6-6.3-2)	場外余熱利用設備		事業用地境界までの高温水供給配管取り合い位置は、敷地南西の角付近と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合につきましては図示願います。	お見込みのとおりです。 なお、契約後は、厚木市ふれあいプラザ再整備事業の事業者と設計内容の調整を行うものとします。
44	質問	要求水準書(案)	133	2	2	9-9.3	ポンプ類仕様		生活用水揚水ポンプ(自動給水の場合は給水ユニット)2基(交互運転)、プラント用水揚水ポンプ(自動給水の場合は給水ユニット)2基(交互運転)とありますが、1ユニットの中に2基交互運転機能を有する給水ユニットを採用する場合、1基で対応可能と考えてよろしいでしょうか。	プラント用水の給水ユニットは、原則2ユニット設置するものとします。 生活用水の給水ユニットは、1ユニットのみの設置とすることを可としますが、1ユニット中の1基が故障しても、速やかに故障基の修理・交換ができるよう配慮願います。
45	質問	要求水準書(案)	138	2	2	10-10.3	プラントホーム床洗浄排水移送ポンプ		「ごみ投入扉付近の床洗浄及び扉洗浄等の排水は、プラント有機系排水処理装置へ送水して処理する。」とあり、p.189に「⑫ プラントホームのごみ汚水は、ごみピット又はごみピット排水貯留槽へ排出すること。」とあります。プラントホームの排水については、適切な排出先を事業者にて選定してよろしいでしょうか。	「ごみ投入扉付近の床洗浄及び扉洗浄等の排水」については、プラント有機系排水処理装置へ送水して処理するものとします。また、P189「⑬ プラントホームのごみ汚水」については、ごみピット又はプラント有機系排水処理装置へ排出することとします。
46	意見	要求水準書(案)	141	2	2	11	電気設備		「電力会社工事負担金は、建設請負事業者において負担する」とのことですが、電力会社の工事は事業敷地外のため、事業者では内容を確定できません。想定額をご提示いただくか、事業者の範囲外としていただけないでしょうか。	電力会社工事負担金は、構内第1引込柱までの電力会社工事に係る負担金であり、工事延長が短いため今回は基本的に発生しないものと見込んでおりますが、電力会社ホームページ(工事費負担金算出の考え方)や他事例などから、事業者において想定を行ってください。 また、資料16「工事工程表(参考)」における電線張替(電線太線化工事)に係る工事負担金については、組合で負担します。
47	質問	要求水準書(案)	141	2	2	11-11.1-5)-(4)	電気設備		盤の構造として「盤内外面とも指定色」とのことですが、色はマンセル5Y7/1など、広く流通している標準的な色との理解でよろしいでしょうか。	屋内に設置する盤については、お見込みのとおりです。 屋外に設置する盤については、意匠・景観への配慮などから標準色以外となる場合も想定されます。
48	質問	要求水準書(案)	144	2	2	11-11.2-6)	高圧進相コンデンサ		「本コンデンサは、絶縁油入り自冷式」とありますが、防災性も考慮し、乾式パック型の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、提案を可能とします。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
49	質問	要求水準書(案)	147	2	2	11- 11.4- 5)-(2)	接地工事		「接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおりA、B、C、D種接地工事等の接地目的に応じ適切な接地工事を行うものとする」とありますが、大地抵抗率が高い場合、個別接地極では将来的に接地抵抗が規定値を超えることがあります。建設時の検討により、安定した抵抗値を得られる統合接地方式の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、提案を可能とします。
50	質問	要求水準書(案)	184	2	4	1-1.1- 1)	工事範囲		工事範囲に広場の管理棟・トイレに関する記載がありませんが、仕様は事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)工事に含まれています。仕様は、資料19基本設計に基づき、実施設計において検討し、地元と協議の上、決定します。
51	意見	要求水準書(案)	191	2	4	2-2.1- 2)-(1)- ③	構造計画		構造体の耐震安全性の分類はⅠ類(重要度係数1.5)に関し、当該施設は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準基準別表(四)(六)～(九)(十一)に該当すると考えられます。安全性重視の観点からのご判断だと思いますが、重要度係数1.25でも安全性は確保できることを鑑みまして、分類はⅡ類(重要度係数1.25)を再検討いただくことは可能でしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
52	質問	要求水準書(案)	194	2	4	2-2.1- 2)-(f)	建具		④1階開口部耐圧扉(浸水深1m以上)に関し、見学者玄関などの一般的なガラス自動扉には耐水圧製品がありません。当該自動扉は「止水板設置」などの対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	御意見を踏まえ、提案を可とします。
53	質問	要求水準書(案)	196	2	4	2-2.1- 4)-(f)	玄関		玄関①の組合職員通用口と運営事業者職員通用口は兼用も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	質問	要求水準書(案)	202	2	4	2-2.2- 2)-(5)	門・意匠工事		門柱・門扉に関し、(a)(b)には市道B-31号線に設置計画するとあります。かたや添付資料11「施設計画平面図」では市道B-607号線、B-61号線緑地のエリアにも「ゲート門扉W=6.0m」の表示があります。緑のエリアのゲート門扉も設置必要とのお考えでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです(当該箇所は施設エリアに関する記載となっております)。なお、緑地のエリアについては夜間・早朝は閉鎖することとなるため、ゲート門扉の設置が必要となります。
55	質問	要求水準書(案)	205	2	4	2-2.3- 5)	消防設備		「屋内消火器は、壁埋め込み形の格納庫内に設置」に関し、消火器は、焼却炉室など壁のない箇所に設置する場合もあります。このような場合、落下防止を考慮すれば、壁埋め込み形の格納庫内に収納する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	原則、要求水準書(案)に記載のとおりです。ただし、通常、人の出入りが無いなどの特別な環境下の場所であって、やむを得ない場合については、壁埋め込み型以外の形態を可とします。
56	意見	要求水準書(案)	206	2	4	2-2.4- 2)-(3)	照明及び配線 工事		高天井付き器具の昇降式に関して、HID自動昇降式器具は近い将来製造中止となる見込みです。またLEDランプは現段階において自動昇降式の製品がありません。「保守点検上支障が無いように設置する」とし、「昇降式を採用」は削除のほどよろしく願いいたします。	御意見を踏まえ、「保守点検、交換等を容易に行えるように配慮する」に修正します。
57	質問	要求水準書(案)	208	2	4	2-2.4- 3)-(7)	無線通信設備		無線通信設備は、敷地外との防災無線のようなものでしょうか。または敷地内の無線機のようなものでしょうか。具体例をご教示願います。	災害時等、携帯電話が使用できないときに敷地内での使用が可能な設備を備えるものとします。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
58	質問	要求水準書(案)	208	2	4	3	災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)工事		「変更する場合は組合と十分協議を行う。」とございますが、住民様のご要望で費用が増加する場合は、組合様でご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、「なお、地域住民との合意が必要となる場合もある。」とございますが、組合様が主体となってご協議をされて、事業者は組合様のご支援をするものと理解しております。	緑地のエリアの設備の詳細は実施設計において、協議となりますが、基本設計の仕様からの大幅な変更による費用の増加が発生した場合は協議といたします。地域住民との合意形成については、お見込みのとおりです。
59	質問	要求水準書(案)	209	2	4	4	用地造成工事		地盤調査及び実施設計において、地盤改良の必要が生じた場合はその対策を行うこととありますが、盛土の圧密沈下防止に関して、水田部分の表土の入替及び地盤改良の検討をする上で、沈下量に関して基準をご教示願います。	実施設計において検討願います。
60	質問	要求水準書(案)	209	2	4	6	下水道(污水管・雨水管)工事		污水排水位置に関し、資料8に具体的な接続位置の明示がございません。接続位置は厚木市地図情報システム下水道情報に記載される既存焼却施設西側道路にある人孔と考えてよろしいでしょうか。また公道内の污水管敷設ルートは資料7に記載される既設雨水ボックス2500×1000には干渉せず敷設できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、ボックスには干渉せずに敷設できると考えますが、実施設計において検討願います。
61	質問	要求水準書(案)	210	2	4	7-(1)	道路工事		市道B-31号線の盛土工事に関し、資料13「d-d断面」にて既存焼却施設側の処理方法の記載がございません。法面にて擦り付けると考えてよろしいでしょうか。	既存焼却施設側の敷地境界については法面擦り付けを基本とし、詳細は実施設計段階での協議とします。
62	質問	要求水準書(案)	210	2	4	7-(4)	道路工事		市道B-56、58、61号線の盛土工事は隣地擁壁を埋め立てる計画ですが、当該工事における隣地権者との調整は民間業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	質問	要求水準書(案)	210	2	4	7-(4)	道路工事		「市道B-31号線と市道B-607号線とB-9号線とB-33号線の交差点」に関し、B-9号線とB-33号線の位置が不明です。図示をご提示願います。	添付資料1において、図面左上に表示している交差点改良工事区域内の交差点より西側道路がB-33号線、南側道路がB-9号線です。
64	質問	要求水準書(案)	210	2	4	9-9.3	既存施設復旧・機能回復工事		目的の工事を行うために支障となり撤去する既存構造物(現環境センター施設等)について具体的な項目、内容と必要となる時期、条件等をご教示願います。	実施設計において検討願います。
65	質問	要求水準書(案)	217	3	3	2-1)	受付・料金徴収・案内・指示		添付資料20からは一般の直接搬入はないとの解釈ができますが、本項の記載には年末年始、長期休暇等で搬入車両が多くなる記載がございます。一般の直接搬入の整合につきご教示願います。	年末年始、長期休暇中及びその前後は、構成市町村施設への持込量が増加することから、必然的に本施設への搬入台数が増加するものです。
66	意見	要求水準書(案)	219	3	4	4-4)	搬入管理		「ダンピングボックスの操作、荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと」とありますが、補助は保障等の面から除外して、指示・指導にしてくださいませんか。	恒常的に補助を行うことを求めるものではありませんが、必要に応じて補助は行ってください。
67	質問	要求水準書(案)	219	3	4	4-6)	搬入管理		直接搬入について記載がありますが、「粗大ごみ」については直接搬入は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	質問	要求水準書(案)	228	3	7	3-1)	環境保全計画	表 23	「測定項目及び頻度」については原則、測定機関による測定と解釈しますが、「ばい煙」の「各炉連続測定」については施設計器による測定でよろしいでしょうか。またその他測定機関以外での計測が可能なものはございますでしょうか。	「ばい煙」の「各炉連続測定」については施設計器による測定を可とします。 「地下水位」については測定機関以外の計測を認めるものとしますが、その他は測定機関による測定としてください。

番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号	質問・意見の内容	回答
				章	節	項等				
69	質問	要求水準書(案)	235	3	10	5-2)	住民対応		「運営事業者は、ごみ中間処理施設の運営に関して住民から意見等があった場合、適切に初期対応を行い、速やかに組合に報告すること」とありますが、事業者は初期対応のみで、その後の対応は貴組合が対応するとの理解でよろしいでしょうか。	住民への対応は、運営事業者と組合が協力して行うものとし、運営事業者は住民意見に対し、可能な限り業務の改善に努めることとします。
70	質問	要求水準書(案)	238	3	13	1-1. 2-7)	運営の引継ぎに関する条件		「ごみ中間処理施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で引き継ぐ。また、予備品や消耗品等については、1年間使用できる量を補充した上で引き継ぐこと」とありますが、必要な用役の具体的な規定数量につきご教示願います。	各用役貯留設備の上限値を基本とします。
71	質問	添付資料	2				ボーリング柱状図		2点の地質調査結果について、地盤の性状がかなり異なるため、2ヶ所以外の結果があるようでしたらご提示願います。また、今後追加調査の計画を予定されているようでしたら、ご教示願います。	国土地盤情報検索サイト「Kunijiban」において、本事業用地近傍のさがみ縦貫道路に係るボーリング柱状図が閲覧可能です。なお、組合では追加の地質調査の実施は予定しておりませんので、必要に応じて事業者側で調査を行ってください。
72	質問	添付資料	3				土地利用計画図		ごみ中間処理施設と多目的広場は、確認申請上の敷地は別と考えてよろしいでしょうか。	申請上の敷地は一体となります。なお、建築基準法上の手続きは、「確認申請」ではなく「計画通知」となります。
73	質問	添付資料	16				工事工程表		本工事は、表中に記載のある通り「建築確認申請」と考え、「計画通知」ではないと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の手続きは、「確認申請」ではなく「計画通知」となります。通知先(提出先)は厚木市建築主事(厚木市まちづくり計画部建築指導課)となります。
74	質問	添付資料	16				工事工程表(参考)		造成工事の他事業からの土砂搬入時期と数量を、ごみ中間処理建設工事の進捗に合わせて調整することは可能でしょうか。ご教示願います。	他事業との調整によりある程度は調整可能と考えますが、協議によります。
75	質問	添付資料	16				工事工程表(参考)		造成・区域内工作物撤去の工程に土壌汚染対策法の届出が記載されていますが、要求水準書(案) p29工事範囲外の②の提示資料は無いものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	質問	添付資料	19				ごみ中間処理施設整備基本設計計画土量		P.106(4)5.植栽客土(9,055.88m <sup>3</sup> )ですが、現況が水田の表土、また搬入土は(要求水準書(案)P.209)別の公共事業で発生する掘削ズリ(最大粒径Φ300程度)とあり植栽客土には適していません。客土は購入と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	質問	添付資料	13				外周市道表標準断面図		市道B-31号線の舗装構成(b-b'断面図)について、プラントへの搬出入車両が1日380台～250台:4t～20tを考慮しますと、下層路盤(RC-40)t=20cm～25cmを追加の方が良いのではと料いたします。*路床 t=100cmを改良するので下層路盤がないのでしょうか。ご検討をお願いいたします。	盛土及び路床改良又は路床置換を行うことにより、下層路盤は必要ないと考えますが、実施設計において検討願います。
78	質問	添付資料	19				ごみ中間処理施設整備基本設計		資料19「ごみ中間処理施設整備基本設計」の位置付けに関し、緑地のエリア工事(4.用地造成工事～8.水路付け替え工事を含む)は当該資料を踏襲するものとし、建築工事・建築設備に関しては要求水準書をベースと考え、資料19は参考と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。



番号	ご質問 又は ご意見	資料名	頁/ 枝番	項目番号等			項目名	図表番 号		質問・意見の内容	回答
				章	節	項等					
79	質問	添付資料	20				処理対象物一 覧表	表		処理対象物一覧表のうち、破碎を要する物等の項目でタイヤチェーンがありますが、これは乗用車用のゴム（樹脂類）で造られた製品と理解してよろしいでしょうか。金属製の鎖で造られた製品はそのままでは破碎するのが難しい（トラック用などのタイヤチェーンは特に困難です）場合、手作業である程度の大きさまでに切断して投入するか、あるいは、そのまま鉄屑として搬出することは可能でしょうか。また、タイヤチェーンに限らず、搬入物については大きすぎる場合など、処理可能なサイズまで手作業で分解し、投入することは可能と理解してよろしいでしょうか。	タイヤチェーンについてはお見込みのとおりです。搬入物が粗大ごみ施設の間口 1,500mm×2,000mm に投入不可な場合等は、処理可能なサイズまで手作業で分解し、投入することは可とします。
80	質問	-	-	-	-	-	-	-	-	今回の事業は圏央道の近接協議対象となりますでしょうか。計画協議がございましたら、ご教示願います。	近接協議や計画協議は現時点では対象ではありません。